



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

「あなたとあなたの大切な人を守るために」

『過労死防止基本法』の制定を願う集いに200人

「あなたとあなたの大切な人を守るために過労死防止基本法の制定を」「『過労死防止基本法』の制定を願う集い」が3月7日、衆議院第一議員会館大会議室で開かれた200人が参加しました。

「集い」は昨年(2011年)の11月18日に過労死防止基本法制定実行委員会結成・100万人署名達成スタート集会を経て、取り組みが広がる中で、さらに全国的な規模での100万署名を推進させるために決意を固めよう場として持たれました。

一筆一筆の署名にドラマが

会場の最前列にはこの間、取り組まれた署名6万5000筆がうず高く積み上げられました。ひとりで2000筆を集めた過労死遺族の方、駅頭での署名行動で励ましを受けて頂いた署名、コツコツと近所を回って集めた署名など、一筆一筆にドラマが込められていることが報告されました。

主催者を代表して森岡孝二実行委員長関西大学教授が挨拶、また呼びかけ団体の過労死弁護団の代表幹事・岡村親宜弁護士、全国過労死を考える家族の会寺西笑子代表委員の挨拶が続きました。

弁護団代表幹事の松丸正弁護士から「過労死防止基本法制定はなぜ求められるか」のテーマで熱のこもったミニ講演があり、弁護団の並々ならぬ決意が参加者に伝わりました。

「集い」には厚生労働委員会や各種委員会が開催されている渦中にもかかわらず、民主党、共産党、みんなの党、新党さざなみなど8人の国会議員から激励の挨拶がされました。また議員秘書12人が参加されました。当初からこの取り組みについてお世話頂いている民主党の長尾衆議院議員からは厚生労働委員会での待ち時間全てを使って過労死防止基本法制定の論陣をはったことが報告され、大きな拍手に包まれました。

経過報告で実行委員会事務局長岩城讓弁護士は署名の広がりや評価しつつ、100万署名の目標からすればまだその緒についた段階であることを指摘。次



過労死防止基本法の制定にむけ署名達成の決意を固めた「集い」(3月7日、衆議院第一議員会館)

回署名集約の6月上旬にむけ一層の奮闘を呼びかけました。報告では47都道府県別の到達状況順位、人口比率等などの達成表が提示され、署名達成への決意を促しました。

遺族の訴え、遺書の朗読が参加者の胸を打つ

「私の老後に何故愛おしい息子はいないのでしょうか」(「家族の会」の西垣迪世さん)など、過労死・過労自死の遺族からの訴え、遺書の朗読があり参加者は涙を禁じ得ず、会場は静寂に包まれました。

各界からの挨拶は新聞労連、青年ユニオンなどから行われましたが「いのちと健康」全国センターからは福地保馬理事長、九州社医研所長の田村昭彦副理事長が医師の立場から発言し、連帯と決意を表明しました。

過労死弁護団代表幹事の水野幹男弁護士から署名推進への熱い呼びかけを込めた閉会挨拶があり、参加者は新たな決意を固めました。

(東京センター 色部 祐)

〈今月号の記事〉

ネットワークさが、全国センターへ加盟	2面
シリーズ 安全衛生活動の交流(第9回)	3面
各地・単産 神奈川/愛知/コープかごしま	
京都/千葉/愛知/東京社医研/板橋	4面～6面
談話 文科省は教職員を病気休職に追い込まない施策こそすすめるべき	7面
第8回労働安全衛生中央学校の案内	8面

各地・各団体のとりくみ

佐賀 さらに運動を広げていく立場から「ネットワークさが」、全国センターへ加盟

佐賀県では1997年に開催された労災職業病九州セミナーの終了後、実行委員会で「はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが」(通称:ネットワークさが)を立ち上げ県内での活動を始めました。しかし、実質的には年に1回の九州セミナーへの参加が主な活動になり当初の目的からはほど遠い運動体となっていました。

その後、2008年頃から細々と事務局会や世話人会を開催するようになり、アスベスト電話相談やメンタルヘルス学習会など、少しずつ運動ができるようになりました。そのなかで2008年には「ネットワークさが総会」を九州セミナーの担当以外では初めて開催し一年間の行動計画をたてました。その後も決して華々しい活動はできていませんが、今年まで毎年総会を開けるところまできています。現在の活動は「九州セミナー」を中心に「じん肺掘り起こし健診」「アスベスト電話相談」「トラック労働者の健康調査」「じん肺キャラバン」その他、じん肺、アスベスト、メンタルヘルス学習会を開催し関係団体だけでなく、広く県民に知らせる事を意識しながら運動を展開しています。

そして、今年度の総会(10月13日)で代表(愛野浩生)の提案により、さらに運動を広げていく立場から全国センターへ加盟することを決定しました。今後も小さいながらも力強く火をともし続けていけるよう頑張ります。

(ネットワークさが 稲富公一)

宮城 公開シンポジウム、災害時におけるアスベスト問題と健康被害

2月25日仙台市内にて、立命館アスベスト研究プロジェクトによる公開シンポジウムが開かれました(写真)。東日本大震災で、大量の倒壊建築物や被災船舶、津波によるガレキが発生する中、被災地でのアスベスト飛散・ばく露のリスクが高まっていますが、アスベスト被害の予防対策は決して十分な状況にはありません。



冒頭に石原一彦立命館大学教授が「震災アスベスト問題にどう対処するか」と題して基調講演、続いて広瀬俊雄医師(仙台錦町診療所・産業医学センター)から被災地でのアスベスト・粉じん健康被害問題についての講演があり、特別講演はカン・トンムク先生(釜山大学・韓国アスベスト関連疾患研究センター)で「韓国での船舶

修理・^{かいてつ}解撤におけるアスベスト健康被害リスク」についてでした。

95年の阪神淡路大震災や01年のアメリカ同時多発テロでのWTCビル倒壊でも大量のアスベスト飛散によって、復旧・復興作業や救援活動に従事した労働者が中皮腫を発症するなどの健康被害にあっています。環境省も「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を07年に出していますが、各自治体の地域防災計画におけるアスベスト対策の位置づけは「(アスベスト対策)現在盛り込んでおらず、特に盛り込む予定はない」とする自治体が7割を超えている(立命館PJ調査)ことをみても、「アスベスト飛散リスクへの認識が不足しているか、あるいは軽視している」と言わざるを得ない状況にあります。現に宮城県内では震災後に、十分な飛散防止対策を行わないままに解体作業が行われた事例が確認されているだけでも3件あります。講演後のパネルディスカッションやフロア討論でも、飛散防止対策と労働安全性確保の徹底を求める発言が相次ぎ、平常時における対策と震災時における対策をともに推進して行く必要性が強く訴えられたシンポジウムとなりました。

(アスベスト問題対策宮城センター 金田 基)

大阪 大阪アスベスト対策センターが大阪市へ要請懇談



大阪アスベスト対策センターは、2月21日、アスベスト対策問題で、大阪労働局、大阪府につづいて、大阪市に要請懇談を行いました(写真)。

事前に文書で申し入れた内容は、「大阪市の施設についての調査・分析を徹底すること。その対策を講じること」「石綿除去に対する監視と審査体制について強化すること」など12項目。

冒頭に、大阪におけるアスベスト被害の深刻さと実態について指摘し、認識を共有していくことを要請しながら、大阪市の回答に対して参加者から質していきましました。また、石綿被害に対する予防、相談体制をつくることや、縦割りの行政のなかで、各部署が調整・協力して効果的な対策を講じることがあらためて要請しました。この要請には同センター副所長北口さん、大阪労連鈴木事務局長、大阪労働健康安全センター西岡幹事が同席しました。

(大阪センター「輝くいのち」No.131より転載)

安全衛生委員会は職場改善の大事なカナメ

1 富山医療生協の安全衛生委員会の体制

①法人の概要

富山医療生協には、1病院2診療所、6介護事業所があります。全職員は、準職員、嘱託職員、パート職員等を含めて500人弱です。



職場巡視する安全衛生委員会のスタッフ

労組員は、正規職員は、ユニオンショップ協定、非正規は、オープンショップで325人となっています。介護事業所は、総合センター方式で、デイサービス、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション等を併設しています。

②安全衛生委員会 第4月曜で定例化

2つの安全衛生委員会があります。1つは、法人全体と病院の安全衛生会を兼ねる委員会で、構成は産業医1人、衛生管理者(労組員)1人に法人側は、本部人事企画部長、病院事務長、健康支援センター課長、労組側は、副委員長、書記長、執行委員となっています。2つ目の委員会は、介護事業所、在宅総合センターひまわりの安全衛生委員会です。構成は、産業医1人、衛生管理者=事務局長(労組員)1人、デイサービス、ショートステイ、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションの主任、労組副委員長で構成されています。

2 エアコンの掃除など、働く環境が改善

一昨年、初めて、職場巡視の一貫として、病院以外の職場も巡視を実施しました。安全衛生委員会から改善点を各事業所に提起しました。春闘・秋闘の団交では、「安全衛生委員会で指摘した改善点がどう進行しているか明らかにせよ」と要求し、回答させました。その結果、長年、掃除されていなかったエアコンが掃除されたり、お風呂の出入り口のカビの掃除など成果を生み出しています。

3 主に在宅福祉総合センターひまわりの取り組み

(1) この間の取り組み

- ①環境測定を年2回する以外、各委員に月報(病欠者、職場の問題点)を書いてもらい、事前に衛生管理者に集約するとともに、衛生管理者が職場巡視しています。
- ②腰痛アンケート、メンタルヘルスのアンケートなどを実施しました。腰痛については、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)にきてもらい、学習会を3回実施し

ました。地元の介護ロボット製作会社に依頼して、介護ロボの試乗も行いました。安全衛生委員会メンバーが昨年、熊本で開催された医労連の医療・介護講座に参加、ノーリフトの会の講演をききました。富山民医労は、個人会員に登録しました。

(2) 成果

- ①衛生管理者が各部署の病欠者や配慮している労働者の状況をつかんでいるので、安全衛生委員会にできれば、「ひまわり」の状況がわかるようになりました。
- ②事業所内の職場環境の改善については、厚生労働省が快適職場づくりを推進していることもあり、安全衛生委員会で環境測定・職場巡視を行うことでほぼ解決をはかっています。外に出る廊下の滑りやすい場所の改善、デイサービスの照明の改善、浴室内の改善、職員更衣室の変更、ショートステイの動線(人や物の動きを示す線)の変更のためのリフォーム、居宅・訪問看護、訪問介護の室内環境の改善、最近では、ショートステイ入り口になかった空調をつけさせる(総額100万円)ことが出来ました。

③「ひまわり」の衛生管理者は、「私の仕事は、労働組合のようだ」と言っています。労働組合としての取り組みは、まだまだ不十分ですが、安全衛



在宅福祉総合センター「ひまわり」の安全衛生委員会

生委員会を職場改善の重要な取り組みとして位置づけ、大会などでアピールして、「職場環境のことで困ったことがあれば、安全衛生委員会を活用しよう」と呼びかけています。

団体交渉をするより大きな成果をかちとっています。労働組合の存在意義を示すものとなっています。

(3) 課題

- ①メンタルヘルスに対する対応について、ひととおりの体制は、あるが、安全衛生委員会の積極的なかわりという点では、課題があると思います。
- ②「ひまわり」以外の外部の事業所での活動が弱いこと。

(富山民医労副委員長 嵯峨 猛)



各地・各団体のとりくみ

神奈川

居酒屋「和民」で働く女性労働者の過労自殺に業務上認定 審査請求で勝ちとる

神奈川労災保険審査官は2月14日付けで、横須賀労基署で過労自殺した事案について業務外とした処分を取り消す決定をおこないました。

27歳の女性で、「和民」に入社して、10日間の研修をしてから、店に配属され、いきなり深夜勤務で、午後3時から午前3時まで働かせるという常識を逸脱したやり方で疲労し常時緊張の連続でした。審査官が認定した残業時間も140時間ということでした。入社して間もない労働者にこのような過酷な労働を強いた企業の責任は重大であるといえます。

審査官の決定を要約すると、①被災者は過重労働のため精神障害を発病していたことが認められること②そのことによって心理的負荷が主因となり「強」と判断されること③認定基準に照らしても十分に要件を満たしていること、となっています。

横須賀労基署は認定基準を誤って適用しました。従前の認定基準でも十分に業務上となる事案でしたので十分な調査もせず決定をしたこと責任は重大です。

労基署は評価基準で「勤務形態に変化があった」として「心理的負荷の強度」について強度Iとしました。しかも労基署は当時120時間の残業があるとしましたが、強度Iの評価でした。この評価は全くひどいもので、わずかの座学からいきなり深夜夜勤午後3時から午前3時の長時間で、休憩時間も30分程度しかありませんでした。しかもなれない調理場に配属され疲労が蓄積されました。仕事が終わっても始発電車は午前5時までありません。旧基準に照らしても「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる変化があった」そして長時間労働で当然「強」となる事案でした。新基準に照らせばいうまでもなく「強」の事案です。横須賀労基署のこのような間違った基準の当てはめかたは重大な間違いでそのため審査官で認定されるまでの2年7カ月は遺族にとって大変苦痛の日々でした。今後は会社の責任を追及していきます。

(神奈川センター 稲木健志)

愛知

元豊川市職員 堀照伸さんの公務災害最高裁で確定

2月22日最高裁は基金支部の上告を破棄し、堀さんの名古屋高裁判決が確定しました。堀さんは平成14年4月に児童課長に転任し、保育料の自動振替、ファミリーサポートセンターの発足準備など初めての事業に追われる中、上司による逃げ場のないパワハラで急激にうつ病になり、5月27日に「もう疲れしました。無念」の遺書を残して縊死しました。

基金での審査はすべて公務外の裁決、地裁も敗訴、それから健康センターと支援する会が関わって高裁で勝訴、最高裁で高裁判決が確定しました。

この判決は、労働者の立場にたった公平な基準を打ち

出し、職場の労働による心理的負荷に配慮する必要があることを示し、さらにパワハラとされ



原告堀しずゑさん(中央)と弁護団

る上司の指導が、指導された当人を含めた職場全体の心理的負荷になることを指摘した上で、パワハラ被害の深刻さを示したものと高く評価できます。最高裁判所がこの判決を支持したことに大きな意義があります。

しかし、基金支部のずさんな調査と無謀な上告で遺族の救済が事件発生から9年弱もかかったこと、基金の弁護人が公務災害は税金で賄われているから、請求することが税の無駄使いである旨の発言をしたり、公務災害で死亡した場合の慰労金制度が自治体によって作られていない問題も明らかになっています。3月8日、豊川市長との交渉を予定しています。(愛知センター 宮崎脩一)

コープ
かごしま

日々の労働安全衛生への意識が大切

労働安全衛生の学習会を開催

コープかごしま労働組合は1月16日に働くもののいのちと健康を守る全国センター理事の佐々木昭三先生を迎えての「定時職員のための労働安全衛生学習会」を生協コープかごしま田上店で開催し、29人が参加しました。



翌17日には、コープかごしまの全事業所のマネージャーが集まる統合マネジメント委員会の中でも労働安全衛生とマネジメントの責任についての学習会が開催され、80人以上が参加しました。(写真)

この学習会は、労働組合が理事会に対し、労働安全衛生の学習会の要請を続ける中で1年がかりで実現したものです。佐々木先生からはそこで働く労働者の健康と安全を確保するために快適な職場づくりを進めていくことが大切で、そのためにも労働安全衛生委員会を開催し、時間をかけて論議していくことが必要。また、マネージャーには労働者の安全管理義務があり、責任があること、労働安全衛生をマネジメントとして位置付けて取り組んでほしいとの指摘がありました。参加者からは労働安全衛生委員会や職場巡視などの取り組みの大切さを再認識したなどの声が寄せられました。

コープかごしまではミートセンターの重大事故をはじめとした労災事故が多発しています。このような事故を減らしていくうえでも、日々の労働安全衛生への意識が大切だということを多くのなかまが学んだ学習会となりました。(生協コープかごしま 久保学)

各地・各団体のとりくみ

京都

**連帯を強めたたかうことで諸権利が前進
京都職対連第29回定期総会**

京都職対連第29回定期総会が2月25日に30団体、52人の出席で開催されました(写真)。



1年間のたたかひの総括と新年度の運動方針、決算、予算

を満場一致で決定するとともに、新役員が承認され、決意新たにスタートを切りました。

今年度は1件の過労自殺と1件のメンタル疾患、2件の筋骨格系請求が認定され、労働組合、弁護士、支援団体の支援も得ながら多くの労災認定、解決を勝ち取り、被災者の権利を守るたかひが進められていることを確認しました。

討論では、系統的な取り組みを粘り強く取り組んでいる化学一般、長時間労働を削減させながら、職場での議論を通じて権利を勝ちとっていくという生協労組、職場の実態や声を集める中でいろんな人たちと連帯をして情勢を変化させていく活動をしている医労連など、職場の中で労安活動を根付かせる取り組みが報告されました。

一方で様々な労働条件が切り下げられ競争原理が職場に入れられ健康被害が生じている現状、これまでのたたかひで実現してきた権利、制度が後退させられているなど厳しい状況になっていることに対して、働くもののちと健康を守るための運動を連帯しながら進めていく必要性が明らかになりました。

市教組の特別報告、若者を結集してたたかっている中田ネットの発言など、厳しい情勢の中でこそ連帯を強めたたかうことで諸権利が前進すること、いのちと健康を守る運動・課題は全体として前進しているということに確信が持てる総会となりました。(京都職対連 芝井 公)

千葉

**精神障害判断指針の見直しについて学ぶ
第37回職場の安全と健康を考える県民の集い**

3月4日、第37回職場の安全と健康を考える県民の集い(千葉県労災職業病交流集会)が船橋市勤労市民センターで開かれ、53人が参加しました。

午前は、「精神障害判断指針の見直しについて～メンタルヘルスの労災認定への影響～」と題して三宅貞信弁護士の講演がありました。

講演は、「専門検討会」の膨大な会議録をすべて読込み、「第1、判断指針(認定基準)の位置付け。第2、見直しの背景・認定基準の骨格。第3、認定基準のポイント。第4、課題」に分けた説明がありました。内容的には、調査期間が「6カ月」となった背景や極度の長時間労働

が「おおむね160時間」など「おおむね」が付された経緯など詳細な説明がありました。また、今後の課題として「1、日常業務における慢性ストレス・労働密度 2、将来の業務予定に対する不安 3、業務起因性の判断基準」などを指摘されました。

午後からは、第1分科会「教職員の労働安全衛生活動の交流」、第2分科会「労働安全衛生活動の基礎知識」、第3分科会「労災被災者・家族の交流」に分かれて交流しました。

最後に全体会が行われ、東京過労死家族の会から、過労死防止基本法制定を求める署名活動の報告と協力、3.7院内集会への参加の呼びかけ、県センターから上肢障害の公務災害認定裁判傍聴支援の訴え、職対連から過労自殺事案の労災申請を準備しているとの訴えがありました。(千葉センター 中林正憲)

愛知

**労働弁護団のみなさま寄ってちょう！
居酒屋センター開店**



2月1日夕刻から健康センター事務所の丸テーブルを囲んで初回の集まりを持ちました(写真)。参加メンバーはほろ酔い気分、みなさんともご機嫌の様子です。

健康センターを訪れた相談者はやがて弁護士の活躍で事件の解決に至ります。これまで支援者(支援する会)と弁護士というちょっと硬いお付き合いが主流でした。普通の人間のお付き合いができないものか、健康センターのテーマでした。それがちょっとしたきっかけで今回の一杯会につながるようになりました。

マツヤデンキ小池裁判は最高裁判所の判決で歴史的な勝利を勝ちとりました。憲法27条1項は「すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う」と定め、国が身体障害者雇用促進法等により身体障害者の就労を積極的に援助し、企業もその協力を求められている時代にあっては一層明らかというべきである健康センター事務局の判決勉強会の講師を引き受けてくださった森弘典主任弁護士はこの最高裁判所をとりわけ高く評価されました。

そのあとお酒の入った席で「このテーブルを囲んで先生方の懇親やりタイなのですが？」と話はトントン拍子に進んで今回の楽しい企画になりました。労働弁護士の皆さん(志している方も)ぜひおいでください。

(女将 鈴木美穂)

〈愛知「いのちと健康」185号より転載〉

各地・各団体のとりくみ

**東京
社医研**

**生き生きと働くための“睡眠と健康”
安全衛生フォーラムを開催**

2月18日、東京社会医学研究センターの労働安全衛生フォーラムが「睡眠と健康」をテーマに東京労働会館で開催され、50人余が参加しました(写真)。



睡眠は労働者の健康にとって重要なものでありながら、よく分かっていないのが現状です。今回のフォーラムでは睡眠の大切さを学ぶために開催されました。

最初に労働科学研究所の佐々木司先生が「労働者の睡眠衛生学から知る睡眠科学のウソ・ホント」について、松元俊先生が「夜勤交代勤務の何が悪い、どうすればいい？」を睡眠のメカニズムについての豊富な研究のもとに講演しました。続いて夜勤問題の取り組みが参加者から報告されました。

日本医労連の相沢書記長が看護労働実態調査や夜勤実態調査を行う中で、厚生労働省の労働基準局長などの5局長通知が出され、看護師等の勤務環境の改善を図るよう指示されたこの間の運動について報告しました。

自交総連の菊池書記次長がタクシーと観光バスの運転手の勤務体制について報告し、居眠り運転をした経験を持つ運転手が4%もいることなどが話されました。

つぎは全印総連の加藤委員長が「24時間型社会を告発するシンポジウム」を数年にわたって開催した報告をしました。

日乗連の河野委員はパイロットと航空管制官の勤務、疲労とミスが発生している危険な状況など、航空の安全にとってもパイロットの疲労対策が重要と述べました。

さらに、日航客乗組合の森陽子さんが日航職員の年齢や病欠者を中心に解雇された日航解雇闘争に触れ裁判闘

争の勝利を訴えました。

さらに、郵産労の白石一美さんが、郵便事業の中での夜勤労働4連続夜勤が月2回のシフトになる実態とそれぞれを是正させる裁判闘争の報告をしました。

最後に長時間労働でレンタルビデオ店での長時間労働で過労死した矢田部裁判の支援を母親で原告の和子さんが訴えました。

夜勤労働は健康にとって有害ですが、これからの労働者のたたかに大いに寄与するフォーラムとなりました。

これらの講演と報告の詳細は4月末発行の「労働と医学」に掲載されます。

(東京社医研センター 村上剛志)

板橋

自分の働き方を見直そう

労働安全衛生教室セミナーを開催

2月16日、板橋区内で開いた労働安全衛生教室セミナーは、全国センター理事長福地保馬氏を迎えて開催され23人が参加しました。

福地氏はパワーポイントを使いながら、ディーセントワークの理念がILOの国際機関で討論され、採択された決議条約を各国が批准することを求めていると説明しました。

日本は140ある条約の内、48条約しか批准していないことや、労働時間、週休、有給休暇、夜業に関する条約はすべて批准していない実態を示して、これが日本の劣悪な労働環境を作り出して健康を害していると指摘しました。その後、この状態を解決するための課題や、全国センターの「政策・制度要求」の取り組みを提案して政府に要求していることなどを話されました。

寄せられた感想文には請負労働の在り方を考える必要性。労働者の賃金を上げて生活のゆとりがなければ「人間らしい仕事と生活」は実現できない。ディーセントワークの理念を人権として広げていくべきだとの感想も寄せられました。ディーセントワークの考え方が多くの人に知られ、理解される活動を広げることの重要性が明らかにされたセミナーとなりました。

(「板橋センターニュース」第36号をもとに掲載)

シリーズ 相談室だより (62)

アスベスト肺がんでも不支給処分取消判決

前号で「原爆症と認定基準」についてとりあげましたが、水俣病でも福岡高裁が出した不支給処分取消判決を巡って、「認定基準を改善すべき、救済の幕引きは早い」との声が広がっています。折も折、アスベスト肺がん木更津労基署事件についても2月23日に不支給処分取消判決が下されました。判決は、認定基準の示す要件を充足している被災者を、省内事務処理を定めた通達で、肺内石綿小体等が少ないとして認定基準の内容を切り下げ業務外にしていることを厳しく指弾しています。厚生省は、石綿関連疾患の認定基準を改定するため、3月中に改定

を進めようとパブリックコメントを募集しています。しかしその中身は現在の違法な運用を正当化した上で救済の範囲を狭めるものです。

不支給処分を取消す判決が出された以上、その趣旨に沿って現在の改定案を見直すことが急務です。原爆症、水俣病、石綿関連疾患と、取消判決と認定基準の関係が集中していますが、司法の行政に対するチェック機能を尊重させることも国民の権利を守るためにも大切です。選挙での一票の格差問題も含めて、司法判断を尊重することを、行政・立法に求めていかなければならないでしょう。

(東京センター 廣田政司)

全日本教職員組合(全教)は、精神疾患が5年連続で病気休職者の60%を超え続けている異常な事態をふまえ、教職員を病気休職に追い込まない具体的施策の実現を文部科学省に強く求める談話を発表(2011年12月27日)しましたので紹介します。



文科省は教職員を病気休職に追い込まない施策こそすすめるべき

全日本教職員組合(全教)生権・法制局長 蟹澤 昭三

文部科学省(以下、文科省)は、12月22日、「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」を発表しました。

文科省の発表によると、2010年度の教職員の病気休職者数は8,660人と過去最高となりました。うち精神疾患は、5,407人と昨年比で51人減りました。精神疾患において若干の減少があったとはいえ、精神疾患が5年連続で病気休職者の60%を超え続けているのは異常な事態です。過去10年間で増えた病気休職者数は3,460人ですが、そのうち2,904人が精神疾患であることをみると、病気休職者増加の主要因が精神疾患増にあることは明らかです。また、2010年度の新採教員では91人が精神疾患で退職していますが、採用1年目は休職制度がないため集計から除外されています。

年代別にみると、50代の病気休職者比率が全体の44.3%となり、昨年比で2.7%増え、精神疾患でも昨年比で3.0%増えました。文科省が発表した2009年度における全国の教職員の離職年齢は、平均で51.3歳とこれまでの調査でもっとも若くなっていますが、そうした状況と病気休職者の実態とは重なるものです。経験も豊富なベテラン層がおかれている状況に対する、真剣な現状分析と対策が求められています。

また、今回の調査では、初めて「精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数」が公表されました。それによると、赴任して1年未満で1,255人、2年未満で1,217人となっており、精神疾患全体の45.7%が

赴任後の間もない時期に休職に入っていることが判明しました。背景には、本来教職員の共同の力が発揮されることが求められているはずの学校現場で教職員が分断されている状況があります。これは、新たに赴任する教職員の適応力の問題というより、多忙が常態化する中で教職員の孤立化がすすんでいることの反映だといわざるをえません。

子どもたちとふれあい、その成長にやりがいを感じている一人ひとりの教職員を支えるためには、第1に、文科省と地方教育委員会の責任で事務作業、会議や調査研究などの軽減をおこない、子どもたちと直接ふれあう時間を奪っているさまざまな業務の精選をおこなうこと、第2に、摘発と排除の教職員政策を転換し、新たな教職員評価制度などによる管理と統制ではなく、ハラスメントのない参加と共同による学校づくりをすすめること、第3に、OECD平均程度の抜本的な教職員増をおこなうとともに、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正して、病気休職の背景にある恒常的な長時間過密労働の根本的な是正に踏み出すことが必要です。

全教は、今回の深刻な事態の発表に対して、教職員を病気休職に追い込まない具体的施策の実現を文科省に強く求めるものです。

以上

働くもののいのちと健康をまもる

第4回中四国ブロックセミナー

会場：愛媛大学 参加費：2,000円(資料代含む) 6月9日(土)13時～10日(日)12時

講演1 「崩れた8時間労働と生体リズム」

講師：佐々木司氏
(労働科学研究所研究員・理学博士)

講演2 「メンタルヘルスの原因と対策について」

講師：今村高暢氏
(愛媛生協病院医師)

分科会 6月10日(日)9時～

- ①労働安全衛生活動(基礎講座)
- ②メンタルヘルス
- ③長時間・交替労働と健康
- ④過労死・過労自殺と労災認定闘争
- ⑤じん肺・アスベスト問題をどうとりくむか
- ⑥公務職場の安全衛生活動の交流

〈問い合わせ先・事務局：愛媛労連

Tel 089-945-4526 Fax 089-945-8195

健康で安全な 職場づくりを



第8回労働安全衛生中央学校のご案内

と き

2012年7月7日(土) 13時~
7月8日(日) 12時40分

と ころ

エデュカス東京(全国教育文化会館)
〒102-0084 千代田区二番町12-1
JR四谷駅下車徒歩7分
地下鉄有楽町線麴町駅下車2分

記念講演

「原発労働者の実態と 雇用政策」(仮)

講師: 萬井隆令氏 (龍谷大学・名誉教授)



第7回労働安全衛生中央学校(愛知開催)の記念講演

日程		講義名	講義内容	講師	
1日目 7月7日(土)	全体	13:00-14:00 開講講義	働くもののいのち 健康を守るたたかい	福地保馬氏	いの健全国センター・理事長
		14:10-15:40 記念講演	原発労働者の実態と雇用政策(仮)	萬井隆令氏	龍谷大学・名誉教授
		15:50-17:20 第1講義	労働安全衛生法規と健康で安全な職場づくり	(要請中)	全労働
2日目 7月8日(日)	選択Ⅰ	9:00-10:30 第2講義	職場のメンタルヘルスと職場復帰 =病気の理解と職場づくり=	天笠 崇氏	代々木病院・精神科医師
		9:00-10:30 第3講義	職場におけるリスクアセスメント	近藤雄二氏	天理大学・教授
	選択Ⅱ	10:40-12:10 第4講義	精神労災認定基準について	(要請中)	
		10:40-12:10 第5講義	アスベスト被害の実態と今後の取り組み	(要請中)	
		10:40-12:10 第6講義	頸肩腕・腰痛など筋骨格系の予防対策	埜田和史氏	滋賀医科大学・准教授
	全体	12:20-12:40	閉校式		福地保馬氏

※職場巡視コース 検討中です。

●参加費10,000円(2日間通し)。1日のみは5,000円 ●申込み・問い合わせは下記まで。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

TEL: 03-5842-5601 FAX: 03-5842-5602 e-mail: info@inoken.gr.jp